

令和6年第3回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第73号 専決処分の承認について

}

議案第82号 市道路線の認定について

認定第 1号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

}

認定第 7号 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

報告第13号 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費精算報告について

}

報告第16号 専決処分の報告について

議案第73号 専決処分の承認について(議案書 P5~17)

(令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第6号))

歳入歳出それぞれ381,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95,818,195千円とするもの

(歳出)

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「目1 社会福祉総務費」

令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付（こども加算を含む。）及び定額減税を補足する調整給付を支給することに伴い、

「負担金補助及び交付金」を増額するもの

(歳入)

「款15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を増額するもの

議案第74号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第7号)(議案書 P18~28)

歳入歳出それぞれ471,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96,289,270千円とするもの

(歳出)

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「目1 保健衛生総務費」

予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目2 予防費」

新型コロナウイルス感染症の予防接種について、高齢者等を対象に個人の重症化予防を目的としたB類疾病の定期接種として実施することに伴い、「委託料」、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

(歳入)

「款15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金」を増額するもの

「款20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 2 1 諸収入」

歳出の事業の財源として、「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業
助成金」を増額するもの

議案第75号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第 8号)(議案書 P29~55)

歳入歳出それぞれ 1 1 4, 0 2 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ 9 6, 4 0 3, 2 9 9 千円とするもの

(歳出)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「目 7 企画費」

一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用し、庁内でデジタルトランスフォーメーションを推進する人財育成の研修を行うことに
伴い、「報償費」を増額するほか、マイナンバーカードの健康保険証
としての利用申込及び公金受取口座の登録支援を行うことに伴い、「委
託料」を増額するもの

「目 8 支所及び出張所費」

マイナンバーカードの健康保険証利用に向け、新生児や紛失等による再発行など、迅速なカード発行が必要な場合の特急発行を行う体制を整備することに伴い、「報酬」、「費用弁償」、「消耗品費」、「通信運搬費」を増額するもの

「項 3 戸籍住民基本台帳費」

「目 1 戸籍住民基本台帳費」

マイナンバーカードの交付管理システムを導入するほか、同カードの健康保険証利用に向け、新生児や紛失等による再発行など、迅速なカード発行が必要な場合の特急発行を行う体制を整備することに伴い、「消耗品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「目 1 社会福祉総務費」

介護保険事業特別会計における福祉用具・住宅改修支援事業理由書作成手数料の増額に伴い、「繰出金」を増額するもの

令和 5 年度に収入した介護保険低所得者保険料軽減負担金の過配分

を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「目 4 老人福祉費」

認知症基本法に基づき、認知症理解促進のための普及啓発を行うほか、本市における認知症の実態を把握するため、高齢者や医療機関等にアンケート調査を行うことに伴い、「報酬」、「報償費」、「費用弁償」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「委託料」を増額するもの

「項 2 児童福祉費」

「目 1 児童福祉総務費」

保育士の業務負担軽減を図ることにより働きやすい環境を整備するとともに、保護者の利便性向上を図るため、国の補正予算を活用して、民間保育所等における業務のICT化等を推進することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

保育士の業務負担軽減を図ることにより働きやすい環境を整備するとともに、保護者の利便性向上を図るため、国の補正予算を活用して、小規模保育事業所等における業務のICT化等を推進することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目 3 母子福祉費」

ひとり親家庭等医療費助成事業における所得制限について、児童扶養手当における所得制限の緩和に合わせた見直しによる同助成事業の対象者の拡大に対応することに伴い、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「手数料」、「扶助費」を増額するもの

母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給について、当初の想定を上回る申請者の増加に伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「目 4 児童福祉施設費」

保育士の業務負担軽減を図ることにより働きやすい環境を整備するとともに、保護者の利便性向上を図るため、国の補正予算を活用して、公立保育園における業務の I C T 化等を推進することに伴い、「消耗品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 2 予防費」

令和 5 年度の精算に伴う結核医療費補助金等の過配分を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

「目3 母子衛生費」

産後の母子の心身のケア等を行うために実施している産後ケア事業について、当初の想定を上回る利用件数の増加に伴い、「委託料」を増額するもの

「項2 清掃費」

「目1 清掃総務費」

令和7年度に実施するごみの戸別収集に係る実験事業の準備として、対象エリアへの周知のほか、共同住宅等の収集場所の特定作業やごみ組成分析を行うことに伴い、「報酬」、「会計年度任用職員期末勤勉手当」、「共済費」、「費用弁償」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「委託料」を増額するもの

「目2 じんかい処理費」

事業者に対するごみの排出指導を強化するため、市内全事業者への周知啓発を行うことに伴い、「消耗品費」、「印刷製本費」、「通信運搬費」を増額するもの

剪定枝について、当初の想定を上回る排出量の増加に伴い、「委託料」を増額するもの

家庭等からの排出及び収集・処理におけるスプレー缶の爆発防止対

策のため、令和7年度からのスプレー缶の排出方法の変更に向けた準備や市民への周知啓発を行うことに伴い、「消耗品費」、「委託料」を増額するもの

寒川町が運営する寒川広域リサイクルセンターの管理運営経費について、令和5年度の精算に伴う不足分を負担することに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

「款8 土木費」

「項4 都市計画費」

「目5 公園費」

新湘南バイパスの側道（市道6529号線）の街路樹の維持管理において、当初に想定していなかった剪定箇所の発生に伴い、「委託料」を増額するもの

（歳入）

「款15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「社会保障・税番号制度推進事業補助金」、「介護保険事業費補助金」、「母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金」、「保育対策総合支援事業費補助金」を増額するもの

「款 16 県支出金」

歳出の事業の財源として、「ひとり親家庭等医療費助成事業補助金」、
「特定高等職業訓練促進給付金事業費補助金」を増額するもの

「款 19 繰入金」

歳出の事業の財源として、「財政調整基金繰入金」を減額するもの

歳出の事業の財源として、「子ども未来応援基金繰入金」、「ごみ
減量化・資源化基金繰入金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「地方創生アドバイザー事業助成金」を
増額するもの

(継続費の補正)

「こどもセンター整備事業」について、保健所庁舎内に整備するこ
どもセンター整備工事において、令和6年度中の事業着手が必要とな
るほか、工期が3か年にわたるため、継続費を設定するもの

「保健所庁舎整備事業」について、保健所庁舎整備工事において、
令和6年度中の事業着手が必要となるほか、工期が3か年にわたるた

め、継続費を設定するもの

(繰越明許費の補正)

「道路整備事業」について、(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設の設計を進める中で、上水道の供給管を当該道路整備事業で新規に整備する歩道下に埋設する必要が生じ、上水道供給管埋設工事終了後に歩道整備を行うこととし、道路整備工事の年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「消防通信業務管理経費」について、消防用無線装置と車両動態管理装置の車両転載事業において、特殊災害対応自動車のベース車両のモデルチェンジに伴う納期の延長により、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「消防車両整備事業」について、特殊災害対応自動車において、ベース車両のモデルチェンジに伴う納期の延長により、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

「車両管理経費」について、自動車損害保険料及び公課費において、特殊災害対応自動車のベース車両のモデルチェンジに伴う納期の延長により、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

(債務負担行為の補正)

「こどもセンター整備工事監理業務委託経費」について、こどもセンター整備工事監理業務委託経費において、令和6年度中の事業着手が必要となるほか、当該工事の工期が3か年にわたるため、債務負担行為を設定するもの

「保健所庁舎整備工事監理業務委託経費」について、保健所庁舎整備工事監理業務委託において、令和6年度中の事業着手が必要となるほか、当該工事の工期が3か年にわたるため、債務負担行為を設定するもの

「戸別収集実験事業業務委託経費」について、戸別収集実験事業業務委託において、令和6年度中の事業着手が必要なため、債務負担行為を設定するもの

議案第76号 令和6年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(議案書 P56~67)

歳入歳出それぞれ332,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,740,316千円とするもの

(歳出)

「款3 地域支援事業費」

「項3 包括的支援事業・任意事業費」

「目2 任意事業費」

任意事業費について、福祉用具・住宅改修支援事業に不足が見込まれることから、「手数料」を増額するもの

「款5 介護保険運営基金」

「項1 介護保険運営基金」

「目1 介護保険運営基金」

介護保険運営基金積立金について、保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、「積立金」を増額するもの

「款6 諸支出金」

「項1 償還金及び還付加算金」

「目2 償還金」

償還金について、令和5年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を返還するため、「償還金利子及び割引料」を増額するもの

(歳入)

「款3 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「現年度分」を増額するもの

「款4 支払基金交付金」

歳出の事業の財源として、「過年度分」を増額するもの

「款5 県支出金」

歳出の事業の財源として、「現年度分」を増額するもの

「款6 繰入金」

歳出の事業の財源として、「地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）」、「介護保険運営基金繰入金」を増額するもの

「款7 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

議案第77号 令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算(第1号)(議案書 P68~79)

第2条「業務の予定量の補正」

主な建設改良事業のうち資産購入の予定量を24,473千円増額し、425,792千円とするもの

第3条「収益的収入及び支出の補正」

収益的支出の既決予定額に54千円を追加し、14,015,92

2千円とするもの。内容としては、電子処方箋管理サービスを導入するにあたって歯科医師の電子証明書の発行に要する経費として、「手数料」を増額するもの

第4条「資本的収入及び支出の補正」

資本的収入の既決予定額に24,400千円を追加し、1,439,784千円とするとともに、資本的支出の既決予定額に24,473千円を追加し、2,022,508千円とするもの

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額582,724千円については、過年度分損益勘定留保資金で補填するもの

収入の内容としては、支出の財源となる「企業債」を増額するもの

支出の内容としては、AIを用いた内視鏡診断支援ツール及び電子処方箋管理サービスを導入することに伴い、「資産購入費」を増額するもの

第5条「企業債の補正」

資産購入費の増額に伴い、財源となる資産購入に係る企業債の限度額を変更するもの

議案第78号 行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(議案書 P80~81)

医療費の助成に関する事務について、医療に関する給付の支給に関する情報のうち個人番号をその内容に含む個人情報を利用することにより、事務手続の効率性及び市民の利便性の確保を図るためのもの

議案第79号 工事請負契約の締結について(議案書 P82~84)

茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道屋根改修工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第80号 工事請負契約の変更について(議案書 P85)

道の駅整備事業建設工事の請負契約について、神奈川県地球温暖化対策計画に基づき、神奈川県所管の休憩施設に太陽光発電設備を設置することから、契約金額を増額するためのもの

議案第81号 令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について(議案書 P86~87)

令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金890,145,158円のうち、498,630,818円を減債積立金に積み立て、391,514,340円を資本金へ組み入れるためのもの

議案第82号の1～4 市道路線の認定について(議案書 P88～99)

- 1 中海岸三丁目地内でリストホームズ株式会社が築造し本市に帰属した道路を市道2727号線として認定するもの
- 2 高田四丁目地内で株式会社セットが築造し本市に帰属した道路を市道3529号線として認定するもの
- 3 小和田一丁目地内で鈴木修建設株式会社が築造し本市に帰属した道路を市道3530号線として認定するもの
- 4 今宿地内で有限会社イーグルハウスが築造し本市に帰属した道路を市道5804号線として認定するもの

認定第1号 令和5年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P100)

認定第2号 令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別

会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P101)

認定第3号 令和5年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P102)

認定第4号 令和5年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P103)

認定第5号 令和5年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(議案書 P104)

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行し、行動制限がなくなり、感染対策が個人の判断にゆだねられるなど、暮らしや医療体制が大きく変化した1年となったが、茅ヶ崎市実施計画2025の初年度として、計画に位置付けられた事業を着実に推進することを基本とし、予算執行に当たってきた。

各会計とも、本年3月31日をもってその執行を終わり、2か月間の出納整理期間を置き、5月31日に出納を閉鎖した。

その後、会計管理者において決算を調製し、地方自治法第233条第1項の規定により、証書類、その他附属書類と合わせ提出され、その内容は別冊のとおり。

監査委員による審査では、「審査に付された各会計歳入歳出決算書

等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます。また、予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認めます。」との御意見をいただいている。

以上、認定第1号から認定第5号について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算審査意見書を付して、議会の認定をお願いするもの

認定第6号 令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について(議案書 P105)

認定第7号 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について(議案書 P106)

本年3月31日をもってその執行を終わり、監査委員による審査では、「審査に付された決算書等は、関係法令の規定に準拠して作成され、事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されています。決算計数は関係諸帳簿と符合し正確なものでした。」との御意見をいただいている。

以上、認定第6号及び認定第7号について、地方公営企業法第30

条第4項の規定により、決算審査意見書を付して議会の認定をお願い
するもの

報告第13号 令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の 継続費精算報告について(議案書 P107~109)

令和4年度から令和5年度までの2か年の継続事業として実施して
いた「市立病院本館改修事業(その2)」が、令和5年度に完了した
ので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告す
るもの

報告第14号 令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率につ いて(議案書 P110~111)

令和5年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公
債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標について、地方公共団体
の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するもの

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規
模に対する比率で、本市においては、一般会計及び公共用地先行取得
事業特別会計の実質収支により算出し、黒字となった。

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、本市は黒字となった。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、本市は、3か年平均で令和4年度より1.1ポイント悪化の3.9%となったが、早期健全化基準の25%を大きく下回った。

将来負担比率は、地方債等の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本市は16.3%と令和4年度の24.7%から8.4ポイント改善し、早期健全化基準350%は大きく下回っている。

以上、4つの財政指標による数値から、令和5年度の本市の財政は、健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。」、「審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定

されていると認めます。」との御意見をいただいている。

報告第15号 令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率について (議案書 P112~113)

公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和5年度決算における資金不足比率として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもの

当該比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営健全化基準である20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとされている。

本市では、公共下水道事業会計及び病院事業会計が本件報告の対象となるが、いずれの会計も資金不足額が生じていないので、両会計とも健全であったと判断している。

監査委員の総合意見としては、「審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであり、その計数により適正かつ正確に算定されていると認めます。」、「算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計

上されませんでした。」との御意見をいただいている。

報告第16号 専決処分の報告について(議案書 P114)

令和3年3月19日午後10時頃、赤羽根4018番地先において、相手方が自動車で行き過ぎていたところ、道路上のアスファルトに剥がれがある部分を通り過ぎたことにより、右側前輪及び後輪のホイールに損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものである。